

## 慶應義塾医療環境整備資金（企画趣意書）

慶應義塾では、2017年医学部開設100年に続き、2018年に慶應看護100年、2020年に慶應義塾大学病院開院100年という大きな節目の時期を迎えました。みなさまのご支援をいただき、2018年5月にオープンした新しい病院棟を中核に、基礎・臨床一体型医学・医療のさらなる発展をめざし、より一層の社会貢献を果たしていく所存です。

慶應医学・医療の次の100年にむけて、今後も継続的に信濃町キャンパスの教育・研究・医療の機能を拡充・維持し、未来を先導する医療人材育成を行っていくために、下記の趣旨にご理解いただき、みなさまのご支援を賜りたく、心よりお願い申し上げます。

※新病院等建設を用途とした「新病院棟建設事業募金」および「教育・研究・医療環境整備事業募金」は、2018年3月末をもって終了いたしました。

### 記

#### 【概要】

■名称：慶應義塾医療環境整備資金

※2022年1月1日付で旧名称「信濃町キャンパス整備資金」から「慶應義塾医療環境整備資金」に名称変更いたしました。用途内容は従来のものから変更ございません。

■開始時期：2018年4月1日お申し込み分から

■対象：個人、法人、団体

■用途：「病院の機能充実と機能改善」ならびに「医療人材育成に向けた機会の充実と環境の整備」を推進していくため、大切に使用させていただきます。

#### 【お申込手続き】

「寄付金申込書」にご記入・押印のうえ同封の返信用封筒にてご返送ください。

なお、寄付金のお振り込みは以下の指定口座にて承っております。こちらの口座までお振り込みください。

|        |                                      |
|--------|--------------------------------------|
| 銀行・支店名 | 三井住友銀行 麴町支店（こうじまち）                   |
| 口座番号   | 普通預金 9376236                         |
| 口座名義   | 慶應義塾大学信濃町キャンパス（ケイウキジユクダイガクシノマチキャンパス） |

#### 【寄付金控除】

##### 1. 個人でのご寄付

###### （1）個人所得税の寄付金控除

確定申告の際、「税額控除」あるいは「所得控除」のいずれかを選択することで寄付金控除の適用を受けることができます。確定申告の際に必要な領収証と寄付金控除に係る証明書（写）は、寄付金の入金後、慶應義塾基金室からお送りいたします。

①「税額控除」・・・年間所得税の25%を限度として、その年の寄付金の合計額から2千円を差し引いた金額の40%が所得税から控除されます。

②「所得控除」・・・年間総所得額の40%を限度として、その年の寄付金の合計額から2千円を差し引いた金額が、その年の所得から控除されます。

## (2) 個人住民税の寄付金税額控除

慶應義塾を「寄付金税額控除対象法人」として条例で指定している自治体では所得税の確定申告をすることにより、個人住民税控除を受けることができます。

※詳細は、慶應義塾基金室ウェブサイトをご参照ください。⇒

<http://www.kikin.keio.ac.jp/menzei.html>

## 2. 法人でのご寄付

法人によるご寄付も税制上の優遇措置を受けることができます。詳細は以下の【お問い合わせ先】までご照会ください。

### 【ご芳名・顕彰について】

ご希望により慶應義塾の機関紙である「三田評論」に、ご芳名と金額を掲載いたします。銘板等の顕彰につきましては、今後検討を進めてまいります。

### 【お問い合わせ先】

慶應義塾大学信濃町キャンパス・大学病院 秘書課

(振込照会等の入金対応は信濃町キャンパス経理課)

〒160-8582 東京都新宿区信濃町 35 番地

TEL : 03-5363-3430 【受付時間：平日 9 : 00～16 : 30】

### 遺贈・相続財産によるご寄付

みなさまの尊いご芳志を未来に活かす本制度に、ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

#### 1. 遺贈によるご寄付

近年、遺言に対する関心が高まっており、ご自身の願いを将来確実に実現させる方法として遺言書を作成される方が増えています。築き上げた財産の一部を慶應義塾へ寄付することで社会に貢献したいとされる方々のために、慶應義塾では信託銀行と提携して「遺贈による寄付制度」を設けております。

#### 2. 税制上の優遇措置

- ・慶應義塾へご遺贈いただいた財産について相続税は非課税となります。
- ・相続財産を慶應義塾に寄付した場合、相続税の申告期限内（ご逝去された翌日から10ヶ月以内）に申告することにより、そのご寄付は相続税の課税額から除外され非課税となります。文部科学省が「相続税非課税対象法人の証明書」を発行するまでに約2ヶ月かかりますので、お早めにご相談ください。

ご関心のある方は、ぜひ上記お問い合わせ先までお気軽にご連絡ください。

ご相談を承り、提携信託銀行のご紹介や担当部門への取次ぎなど、ご意向に沿った寄付がなされるようご支援させていただきます。

以上